

| | 医療法人 | 株式会社 | 民法法人 | 社会福祉法人 | 学校法人 |
|-----|--|---|--|--|---|
| 代表者 | <p>医療法第46条の3 理事長 ・医師又は歯科医師の理事の中から選出。 ただし、知事の認可があれば非医師（非歯科師でも可） ・理事長は、医療法人を代表し、その業務を代表する。</p> | <p>商法第254条 代表取締役 ・取締役会の決議により定める。 ・数人の取締役により、共同で会社を代表することも可。</p> | <p>民法第53条 理事 ・理事は総て法人の事務に付き法人を代表する。 ・ただし、定款等の規定に違反することはできない。 ・社団法人は総会の決議に従うことを要する。</p> | <p>社会福祉法第38条 理事 ・理事は、すべて法人の業務について法人を代表する。 ただし、定款をもって代表権を制限することができる。 ・理事長は、法人内部の事務を総括する。</p> | <p>私立学校法第35条 理事 ・理事は、すべて法人の業務について法人を代表する。 ただし、定款をもって代表権を制限することができる。 ・理事長は、法人内部の事務を総括する。</p> |
| 会計 | <p>医療法第42条第3項 ・収益業務に関する会計は、医療機関の業務及び附帯業務の会計から区分し、特別会計とすること。 医療法第53条 ・会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 ・ただし、定款で別に定めることができる。</p> | | | <p>社会福祉法第26条 ・公益事業又は収益事業の会計はそれぞれ社会福祉事業に関する会計から区分し、特別会計とすること。 社会福祉法第44条 ・会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> | <p>私立学校法第26条第3項 ・収益事業は特別の会計とすること。 私立学校法第48条 ・会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> |

| | 医療法人 | 株式会社 | 民法法人 | 社会福祉法人 | 学校法人 |
|--------|---|--|--|--|--|
| 会計基準 | <p>(局長通知)</p> <p>病院会計準則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、病院は病院施設として、介護老人保健施設は介護老人保健施設により処理すること。 ・一診療所のみを開設する医療法人にあっては、病院会計準則に準じて会計処理することが望ましい。 | <p>企業会計原則</p> | <p>(公益法人指導監督基準)</p> <p>公益法人会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。 | <p>(局長通知)</p> <p>社会福祉法人会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の会計処理については、社会福祉法人会計基準に準拠して定めること | <p>私立学校振興助成法第14条</p> <p>学校法人会計基準</p> <p>補助金を受けている学校法人は学校法人会計基準により会計処理し、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算書を作成すること。</p> |
| 決算の出 | <p>医療法第51条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度終了後2月以内に知事に届出 | | <p>設立監督規則(厚生労働省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度開始3月以内に前年の収支決算書、財産目録を国に提出 | <p>社会福祉法第59条、同法施行規則第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度3月以内に財産の所有状況、貸借対照表、収支計算書を知事に提出 | <p>私立学校振興助成法第14条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を受ける法人は、貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類及び収支予算書を所轄庁に届出 |
| 経営情報開示 | <p>医療法第52条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度終了後2月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、事務所に備え置くこと。 ・債権者から求めがあった場合には閲覧 | <p>商法第281条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎決算期に貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分(損失)処理書類等を作成し、監査役の監査を受けること <p>商法第282条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び監査報告書を5年間本店に謄本を3年間支店に備え付け ・株主及び債権者の求めに応じ閲覧、謄本交付 <p>商法第283条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表又はその要旨の広告 | <p>民法第51条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年財産目録を作成、備え置くこと ・指導監督基準 ・財務等に関する資料を主たる事務所に備え置き、原則として一般の閲覧すること。 | <p>社会福祉法第44条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成、監事に提出。 <p>社会福祉法第44条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書及びこれに関する監事の意見を記載した書面を置く事務所に備え置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧すること。 <p>社会福祉法人</p> | <p>私立学校法第46条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算は毎会計年度終了後2月以内に評議員会に報告し、その意見を求めること。 <p>私立学校法第47条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、常に各事務所に備え置くこと。 |

| | 医療法人 | 株式会社 | 民団法人 | 社会福祉法人 | 学校法人 |
|------|--|--|---|---|--|
| 剰余金 | 医療法第54条 ・配当禁止 | 株主に配当 | 配当禁止 | 配当禁止 | 配当禁止 |
| 外部監査 | 運営管理指導要綱 ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の監査は、外部監査が行われることが望ましい。 | 監査特例法第2条(*) ・資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社は、監査役・監査の他会計監査人(公認会計士又は監査法人)の監査が必要 | (関係関係会議申合せ) ・資産額100億円以上又は負債額50億円以上又は収支決算が10億円以上の法人に対し、公認会計士等による監査を要請 | (局長通知) ・法人運営の透明性の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当 | 私立学校振興助成法第14条 ・補助金を受ける法人は、財務計算に関する書類について、所轄庁の指定する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付 |

* 監査特例法 株式会社・株式会社の特例に関する法律

* 公益法人指導監督基準 公益法人の設立認可及び指導監督基準 (閣議決定)

税法上の取扱い

| | 医療法人 | 株式会社 | 民法法人 | 社会福祉法人 | 学校法人 |
|-------|--|---|--|--|--|
| 法人税 | 法人税法 66 条 ・所得の 30% (資本金 1 億円以下の場 合、所得 800 万円以下の 部分は 22%) 租税特別措置法 67 条の 2 ・特定医療法人は、所得の 22% | 法人税法 66 条 ・所得の 30% (資本金 1 億円以下の場 合、所得 800 万円以下の 部分は 22%) | 法人税法 7 条 ・収益事業以外の所得及び 清算所得については非課 税 法人税法 66 条 ・収益事業は 22% | 法人税法 7 条 ・収益事業以外の所得及び 清算所得については非課 税 法人税法 66 条 ・収益事業は 22% | 法人税法 7 条 ・収益事業以外の所得及び 清算所得については非課 税 法人税法 66 条 ・収益事業は 22% |
| 道府県民税 | 地方税法 51 条、52 条 ・均等割 2～80 万円 ・法人税割 法人税の 5% | 地方税法 51 条、52 条 ・均等割 2～80 万円 ・法人税割 法人税の 5% | 地方税法 51 条、52 条 ・均等割 2 万円 ・法人税割 非課税 (収益事業は法人税の 5%) | 地方税法 25 条 非課税。ただし、収益事 業を行う場合には課税 | 地方税法 25 条 非課税。ただし、収益事 業を行う場合には課税 |
| 市町村民税 | 地方税法 312 条、314 条の 6 ・均等割 5～300 万円 ・法人税割 法人税の 12.3% | 地方税法 312 条、314 条の 6 ・均等割 5～300 万円 ・法人税割 法人税の 12.3% | 地方税法 312 条、314 条の 6 ・均等割 5 万円 ・法人税割 非課税 (収益事業は法人税の 5%) | 地方税法 296 条 非課税。ただし、収益事 業を行う場合には課税 | 地方税法 296 条 非課税。ただし、収益事 業を行う場合には課税 |
| 事業税 | 地方税法 72 条の 14 社会保険診療に係る収入 は益金に不算入、経費は損 金に不算入となり、非課税 地方税法 72 条の 22 社会保険診療分以外は 所得のうち 400 万円以下 5% 400 万円超え 6.6% | 地方税法 72 条の 22 所得のうち 400 万円以下 5% 400 万円超 800 万円以下 7.3% 800 万円超 9.6% | 地方税法 72 条の 5 非課税 地方税法 72 条の 22 収益事業については、 所得のうち 400 万円以下 5% 400 万円超 800 万円以下 7.3% 800 万円超 9.6% | 地方税法 72 条の 5 非課税 地方税法 72 条の 22 収益事業については、 所得のうち 400 万円以下 5% 400 万円超 800 万円以下 7.3% 800 万円超 9.6% | 地方税法 72 条の 5 非課税 地方税法 72 条の 22 収益事業については、 所得のうち 400 万円以下 5% 400 万円超 800 万円以下 7.3% 800 万円超 9.6% |
| 事業所税 | 地方税法 701 条の 34 第 3 項 9 号 病院等は非課税 | 地方税法 701 条の 42 資産割 1 m ² 600 円 従業者割 給与総額の 0.25% | 地方税法 701 条の 34 2 項 原則非課税 (収益事業は課税) | 地方税法 701 条の 34 2 項 原則非課税 (収益事業は課税) | 地方税法 701 条の 34 2 項 原則非課税 (収益事業は課税) |

医療法人の理事長要件

制度創設当時（昭和25年）は、理事長の規定はなかったが、理事長の医学的知識の欠落に起因すると思われる富士見産婦人科病院事件を契機に昭和61年に医療法改正を行い、医療法に理事長要件が設けられた。

医療法人の理事長は、医師（歯科医師）であることを原則とし、都道府県知事の認可を受けて、医師（歯科医師）でない者でも理事長に就任することができることとされた。

また、規制緩和推進計画に基づき、平成10年に要件を緩和した。

〔都道府県知事の認可基準〕

○昭和61年に規定されたもの

- ① 理事長の死亡等により職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科大学等に在学中や研修中であるときに卒業又は研修を終えるまでの間、配偶者等が理事長に就任しようとする場合
- ② 法改正の施行日（昭和61年6月27日）において存在する医療法人で
 - ・ 施行日に在職する非医師の理事長が引き続き就任する場合
 - ・ 施行日に在職する理事長の死亡後に親族が理事長に就任する場合
 - ・ 施行日に在職する理事長の退任後に、その親族の理事が理事長に就任する場合

○平成10年に緩和したもの

- ③ 過去5年間にわたり医療機関としての経営が安定的に行われ、法人運営の適正な既存の法人
- ④ 特定医療法人、特別医療法人及び地域医療支援病院又はへき地医療機関等を経営している医療法人
- ⑤ 第三者による医療機能評価機関により優良であると認められた医療機関を営んでいる医療法人
- ⑥ 理事のうち親族等が3分の1以下である医療法人で都道府県医療審議会が認めたもの
- ⑦ 理事の3分の2以上が医師（歯科医師）である医療法人であって、都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの
等

医療法人の業務範囲

○本来事業

病院、医師又は歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設の開設

○附帯事業

医療法人は、上記事業に支障のない限り定款又は寄付行為の定めるところにより附帯業務として、次の業務を行うことができる。（医療法第42条第1項）

- 1 医療関係者の養成又は再教育
- 2 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 3 医療法第39条1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 4 精神障害者社会復帰施設の設置、精神障害者地域生活援助事業の実施
- 5 疾病予防運動施設
- 6 疾病予防温泉利用施設
- 7 保健衛生に関する業務
 - ① 薬局
 - ② 施術所
 - ③ 衛生検査所
 - ④ 訪問看護事業（訪問看護ステーション）
 - ⑤ 介護福祉士養成施設
 - ⑥ ケアハウス
 - ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
 - ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業）等
- 8 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業のうち厚生労働大臣が定めるもの実施（平10.2厚生省告示第15号）
 - ① 児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業又は児童短期入所事業
 - ② 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを経営する事業
 - ③ 身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業
 - ④ 知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

○収益事業

特別医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができる。（医療法第42条第2項）

〔特別医療法人が行うことのできる収益業務〕（平10.3厚生省告示第108号）

- ①医療用具の販売、②寝具貸付業、③飲食店業、④配食サービス業、⑤医業経営相談その他医療関連サービス業、⑥医療情報サービス業、⑦出版業、⑧理容業、⑨美容業、⑩クリーニング業、⑪公衆浴場業、⑫遊休資産を活用した駐車場業

○業務委託

医療施設の管理者は、診療業務に著しい影響を与える業務を委託しようとするときは、病院等の管理者は、当該業務を適正に行える者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。（医療法第15条の2）

〔診療業務に著しく影響を与える業務〕（医療法施行令第4条の7）

- ①検体検査業務
- ②医療用具又は手術用衣類等の滅菌消毒業務
- ③病院における患者等の食事の提供業務
- ④患者の病院、診療所等相互間の搬送業務
- ⑤医療機器の保守点検業務
- ⑥医療用のガス供給設備の保守点検業務
- ⑦寝具類の洗濯業務
- ⑧診療施設等の清掃業務

病院の施設整備資金について

○ 医療施設近代化施設整備費補助金について

1 目的

療養病床への転換整備並びに病院における患者療養環境等の改善及びへき地診療所等の円滑な承継のための整備等を促進し、医療施設の経営の確保を図ることを目的とし、平成5年から創設

2 補助方針

- (1) 補助対象者：都道府県、市町村、医療法人等厚生労働大臣の認める者
- (2) 補助率：1 / 3（負担割合：国 1/3、都道府県 1/3 以内、事業者 1/3 以内）

3 主な事業内容

- (1) 老朽化等による病院の建替等
- (2) 改修により療養病床を整備する病院
- (3) へき地における診療所継承のための整備等
- (4) 既存の病院・診療所における療養病床の整備（改修等）
- (5) 病院・診療所における療養病床の療養環境改善のための整備

築後概ね25年以上経過した建物であること、病床過剰地域に所在する病院は、整備内容等に応じた病床数の削減（10%又は20%）、病床非過剰地域の民間病院等については増床を伴う整備計画でないこと等の補助条件がある。

4 条件緩和の内容

- (1) 平成12年度第1次補正予算による要件緩和（平成12年11月より実施）
介護力強化型病床及び老人特例許可病床から療養病床への転換整備事業に係る建替整備（改築及び移転新築）については、築後経過年数（25年以上）要件を廃止。
- (2) 中小病院支援策による要件緩和（平成12年12月より実施）
「その他の病床」の総病床数が200床未満の病院並びに診療所が行う「その他の病床」に係る建替整備（改築及び移転新築）については、築後経過年数要件を緩和（25年以上→20年以上）

○ 融資（社会福祉・医療事業団）

平成13年10月現在

| 資金の種類 | | 貸付対象事業 | 利率 | 限度額 | 償還期間 | 措置期間 |
|-----------------------|--------|--|-------------------|---|-------|------|
| 増 改 築 資 金 | 新築資金 | ・病院不足地域における事業 ・特定の病床にかかる事業 | 年1.6% | 標準建設費の80%以内 ・建築資金 7.2億円 (加算) ・保育施設 1,500万円 ・在宅介護支援センター 2,000万円 ・土地取得資金 3億円 | 25年以内 | 2年以内 |
| | 甲種 | | | | | |
| | 乙種 | ・医療施設近代化施設整備事業に伴って必要とする場合、 ・改善命令等の事業 | 年1.65% (年1.6%) | | | |
| 病 院 | 機械購入資金 | ・1品の価格が30万円以上の機械器具を購入する場合 | 年1.7% | 購入価格の80%以内 40床以下 4,500万円 41~80床 6,000万円 81床以上 7,500万円 (加算) 救急病院 1,000万円 リハビリ用機器 1,000万円 | 5年以内 | 6月以内 |
| | 長期運転資金 | ・新設、増床等のために必要な場合化 ・経営の安定化を図るために必要な場合 (医療施設近代化施設整備事業に伴って必要とする場合、 ・改善命令等の事) | 年1.7% | 所要額の80%以内 1,500万円 | 3年以内 | 6月以内 |
| | | 1億円 (病床不足地域内の病院又は地域にとって必要な診療機能を有する病院で事業団の認めたもの) | | 5年以内 (特に必要と認められる場合は7年以内) | 1年以内 | |
| 増 改 築 資 金 | 新築資金 | ・診療所不足地域における事業 | 年1.6% | 標準建設費の80%以内 ・建築資金 5億円 (加算) ・土地取得資金 3億円 | 20年以内 | 2年以内 |
| | 甲種 | | | | | |
| | 乙種 | ・改善命令等の事業 | 年1.65% (年1.6%) | | | |
| 診 療 所 | 機械購入資金 | ・1品の価格が30万円以上の機械器具を購入する場合 | 年1.7% | 購入価格の80%以内 2,500万円 | 5年以内 | 6月以内 |
| | 長期運転資金 | ・新設、増床等のために必要な場合化 ・経営の安定化を図るために必要な場合 (医療施設近代化施設整備事業に伴って必要とする場合、 ・改善命令等の事) | 年1.7% | 所要額の80%以内 300万円 | 3年以内 | 6月以内 |
| | | 4,000万円 事業団の経営診断を受けたものを原則とする。 | | 5年以内 (特に必要と認められる場合は7年以内) | 1年以内 | |

○税制による特別償却制度

①療養病床用建物の特別償却（平5～平15.3）

個人又は法人が設置するものについて5年間8%の割増償却

②建替え病院用建物の特別償却（平13～平15.3）

個人又は法人が取得等した改正後の医療法の構造設備基準に適合する病院用建物（建て替えによるものに限る）について、病床数の削減、救急医療の確保など医療の提供体制の整備等一定の要件の下に、基準取得価額の15%を特別償却

病院の施設設備の共同利用促進策について

○共同利用施設・設備整備費補助金

1 目的

- ① 公的医療機関等を地域の中心的な医療機関として位置付け、開放型病棟もしくは共同利用を目的とした高額医療機器の整備
- ② 地域医療支援病院における共同利用部門の体制を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な関係と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

2 補助方針

(1) 補助対象者

- ① 公的医療機関等による共同利用施設
都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者
- ② 地域医療支援病院における共同利用部門
医療法第4条第1項の規定により地域医療支援病院としての承認を受けた病院の開設者及び承認を受けようとする病院の開設者

(2) 補助率

- ① 公的医療機関等による共同利用施設
1 / 3 (負担割合：国 1 / 3、事業者 2 / 3)
- ② 地域医療支援病院における共同利用部門
1 / 3 (負担割合：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、事業者 1 / 3)

3 事業内容

(1) 施設整備費

共同利用施設に必要な各部門の新築、増改築に要する経費

- ・ 特殊診療棟：共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門
- ・ 開放型病棟：病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備等

(2) 設備整備費

共同利用施設に必要な共同利用高額医療機器の購入費

(参考)

○地域医療支援病院について

1 開設者

国、都道府県、市町村、特別医療法人、医療法人、公益法人、学校法人及び公的医療機関等

2 認可権者

都道府県知事の承認（平成13年1月現在 27病院）

3 地域医療支援病院の行うべき事項

- ・ 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- ・ 救急医療を提供すること。
- ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
- ・ 診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録を体系的に管理すること。
- ・ 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師等から診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
- ・ 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
- ・ 当該病院に勤務しない学識経験者等主として構成される委員会の設置及び病院内に患者相談に適切に応じられる体制の確保。

4 地域医療支援病院としての必置施設等

- ・ 原則として200床以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・ 病院としての施設基準の他に下記に掲げる施設等が必要
 - ①集中治療室
 - ②病院の管理及び運営に関する諸記録
 - ③化学・細菌及び病理の検査施設
 - ④病理解剖室
 - ⑤研究室
 - ⑥講義室
 - ⑦図書室
 - ⑧救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室の施設